

研究開発税制の改正

Q : 今年度の税制改正では、研究開発税制が見直されたとか。どのような内容になるのですか？

A : 試験研究費の増加分に対して特別税額控除割合を上乗せする制度が改正されました。

【解説】

現行の研究開発税制は、総額型と増加型の2階建てになっていますが、今回の改正では増加型の部分が見直しされ、次のいずれかを選択できる制度に改正され、控除税額も総額型とは別枠で10%相当額が認められるようになりました。

- ① 当期の試験研究費の額が、前3期平均額(比較試験研究費)を超え、かつ、前期又は前々期の試験研究費の額(基準試験研究費)を超える場合に、その試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額に対して5%の税額控除が認められる
- ② 試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合に、その超える部分の金額に特別税額控除割合を乗じた金額の税額控除が認められる

税額控除額 = (当期の試験研究費 - 平均売上高 × 10%) × 特別税額控除割合

特別税額控除割合 = (当期の試験研究費 / 当期の売上高 - 10%) × 0.2

総額型の税額控除の限度額は20%ですので、今回の改正によって最大30%(現行は20%)まで税額控除が可能になります。

